

2010年6月30日

一般社団法人 著作権情報集中処理機構
Copyright Data Clearinghouse(CDC)

著作権管理事業者への利用曲目報告の一括処理が始まります

一般社団法人著作権情報集中処理機構(略称: CDC)は、著作権集中処理システム「Fluzo」(フルゾ)の利用曲目報告一括処理機能による、著作権管理事業者への利用曲目報告データの作成・報告を7月報告(4月～6月利用)分より開始します。これにより、正確な利用曲目報告を効率的に行うことが可能となります。

CDCは、音楽配信分野の著作権の円滑な処理を推進するための共通インフラとして、基幹業務システム「Fluzo」を開発し、4月よりサービスを提供してまいりました。「Fluzo」は①統合データベース^{*1}、②フィンガープリント検索^{*2}、③利用曲目報告の一括処理の三つの機能を柱に構築されています。この度、既に利用されている統合データベース機能及びフィンガープリント検索機能に加え、利用曲目報告一括処理機能も実稼働する運びとなり、「Fluzo」で処理したデータを基にした著作権管理事業者への利用曲目報告が開始されます。

音楽配信事業者は、原則として、配信した全曲目のリストをサービス毎・月毎に集計し3カ月に一度の頻度で各著作権管理事業者に報告する義務があります。従来、この著作権管理事業者への報告には、各著作権管理事業者が楽曲毎に設定している作品コードを予め特定し、それぞれの楽曲を管理している著作権管理事業者別にデータを振り分ける必要がありました。これに対し「Fluzo」の利用曲目報告一括処理では、音楽配信事業者は共通の作品コード(「CDC-ID」)のみ取得し利用報告データを「Fluzo」に送信するだけで、各著作権管理事業者への振り分けや作品コード及び報告フォーマットの変換等は「Fluzo」が自動的に行います。

「Fluzo」の利用により、利用曲目報告に要する作業が大幅に簡素化されます。また、著作権管理事業者間の管理楽曲の移動にも確実に対応することが可能となり誤報告や報告漏れを回避し、より精度の高い報告が実現します。

今後の音楽配信事業の発展にとって、著作権処理にかかる膨大な費用と時間の低減が急務となっていますが、その解決策として「Fluzo」の利活用を促進し、その利用が音楽配信における著作権処理の標準となることが期待されます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 著作権情報集中処理機構 (CDC) 広報担当: 横山
Tel : 03-3262-2601 / Fax : 03-3262-2602
E-mail : info@cdc.or.jp URL : <http://www.cdc.or.jp>
※お問い合わせについては、上記アドレス宛にお願いします。

^{*1} Fluzoに参加する著作権管理事業者(一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社イーライセンス、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス、ダイキサウンド株式会社の4団体)の管理楽曲情報を集約し横断的に検索できる統合データベースです。

^{*2} 従来の、作品名やアーティスト名といったテキスト情報での検索に代わる楽曲検索手段で、音源から作成したフィンガープリントにより楽曲検索を行う技術です。